

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成23年7月25日号

岩沢南部地区 任期満了に伴う 審議会委員選挙のお知らせ

土地区画整理事業では換地計画や仮換地指定などの審議を行うため、また地域の方のご意見を事業に反映させるための機関として、土地区画整理審議会を設置しています。岩沢南部地区の審議会委員については、本年10月6日をもって5年間の任期が満了することから、改選に伴う選挙を実施します。今回のニュースでは選挙の手続き及び日程について特集してお知らせします。

★選挙期日★ 平成23年10月2日(日)

審議会委員の構成及び選挙する委員数をお知らせします

土地区画整理審議会は、土地の所有者及び借地権者から選出される「権利者委員」と、土地区画整理事業に関する学識及び経験を有する方の中から市長が選任する「学識経験者委員」で構成されます。

岩沢南部地区については、施行区域が縮小されたことに伴い、今回より定数が権利者委員8名、学識経験者委員2名の計10名の構成となります。

今回選挙する委員数は、権利者委員の定数である8名（所有権委員7名、借地権委員1名）です。なお学識経験委員については、土地区画整理法により市長が任命することと定められておりますので、選挙の対象とはなりません。

選挙人の資格（選挙権及び被選挙権）及び立候補届け出期間について

● 所有権又は借地権のある人 ●

所有権又は借地権をお持ちの方は、各々1個の選挙権及び被選挙権を有します。所有権と借地権が共にある人は、所有する権利に対しそれぞれ1個の選挙権及び被選挙権を有することになりますが、この場合には両方の権利を兼ねて候補者となることはできません。なお、登記簿上の土地所有者が既に死亡しているにもかかわらず、相続登記がすんでいない場合は、原則として選挙権及び被選挙権を行使することはできません。また、

未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁固以上の刑に処されその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人については、被選挙人となることはできません。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができですが、既に借地権申告を提出していただいている方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。なお、8月3日から9月5日までは借地権申告の受付が停止されます。

● 共有者又は共同借地権のある人 ●

土地の共有者又は共同借地権者の場合、選挙権及び被選挙権は共有者の方々の代表者が行使することになります。

このため、選挙権及び被選挙権を得るためには、共有者の中から代表者を選出し、代表者選任通知書（所定の用紙あり）を当事務所へ提出していただく必要があります。代表者選任通知書の提出により代表者として定められた方が、選挙権及び被選挙権を有することになります。なお、被選挙権を行使するためには、立候補の届け出までに提出が必要です。

代表者選任通知書の提出について

土地の共有者及び共同借地権のある方については、代表者選任通知書を提出しないと選挙権及び被選挙権を行使することができません。この通知書は選挙期日まで提出することができますが、関係者の実印の押印と印鑑登録証明書を添付していただくこととなりますので、早目の準備をお願いいたします。用紙は土地区画整理事務所に備え付けてありますので、必要な方はお申し出ください。

既に提出していただいている方で、代表者に変更がない場合には、あらためて提出していただく必要はありません。

● 法人 ●

候補者となる場合は、立候補届のほかに法人の印鑑登録証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを提出していただきます。

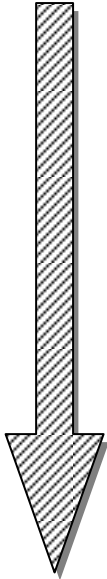
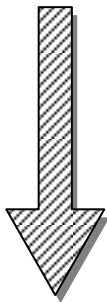
選挙権は、その法人の指定する方が有しますが、投票時にその権限を証する書面を提出していただくこととなります。

★ 立候補届出期間 ★
平成23年9月6日(火) ~ 9月15日(木)

審議会委員選挙に関する公告について

選挙に伴う各種の公告は、市役所前の掲示場及び飯能市土地区画整理事務所に掲示して行います。

審議会委員選挙の日程（予定）について

事 項	期日・期間	事務の概要
選挙期日の公告	7月14日	選挙を行う旨の公告をしました。
選挙人名簿縦覧期間 (異議の申出期間)	8月11日  8月24日	<p>この期間、選挙人名簿の縦覧を行います。</p> <p>場所：飯能市土地区画整理事務所内 時間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います)</p> <p>名簿には、8月3日（選挙人名簿作成基準日）現在の土地所有者及び借地権者が記載されます。</p> <p>名簿に記載された土地所有者及び借地権者の方だけが、選挙権者及び被選挙権者になることができます。</p> <p>選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合の権利者の異議申出は、この縦覧期間中に受け付けます。</p>
選挙人名簿確定の公告 選挙する権利者別委員 の定数の公告	9月5日	この日に選挙人名簿確定の公告をします。また、所有者及び借地権者から選挙する委員の定数も公告します。
立候補届出期間	9月6日  9月15日	<p>委員に立候補される方は、この期間内に飯能市長宛てに立候補の届出をしてください。また、候補者を推薦される方は、候補者の承諾書を付けて届出してください。</p> <p>届出場所：飯能市土地区画整理事務所内 時 間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います)</p>
立候補者の公告 又は 投票を行わない旨の公告	9月16日	<p>候補者の氏名、住所を公告します。</p> <p>候補者が定数に満たない場合又は定数と同じ場合は投票を行いませんので、その旨を公告します。</p>

選挙場、投票時間、 開票日時の公告	9月22日	選挙場（投票場）、投票時間、開票の日 時を公告します。
選挙執行通知書 (入場券)の送付	9月22日	選挙権を有する方に選挙執行通知書（入 場券）を送付します。
選挙日 (投票、開票)	10月2日	投票場、投票時間等は入場券にてお知ら せいたします。投票終了後、開票を行いま す。
当選人の決定の公告、 通知	10月3日	当選人の氏名、住所を公告し、当選人に 当選人決定通知を送付します。

その他 土地区画整理事務所からのお知らせ

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談ください。

○各種調査には委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算金等の調査及び区画整理法第76条の許可申請等に関しては、土地所有者（権利者）の方に対してのみ説明をさせていただいております。代理の方への説明には、土地所有者（権利者）の方からの委任状が必要となりますのでご注意ください。個人情報保護の観点からこのような扱いをさせていただいておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

なお、委任状の様式について特に定めはございませんが、委任者の認印が必要になります。事務所に用紙を備えておりますので、必要な方は担当までお申し出ください。



編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫 112-1
電話	042-973-8682
FAX	042-972-1242